

公安委員会表彰規程

〔平成5年7月1日
公安委員会訓令第3号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う表彰に関して、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種別)

第2条 表彰の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 表彰状

(2) 感謝状

(表彰状)

第3条 表彰状は、警察職務遂行上多大な功労があると認められる兵庫県警察職員(以下「警察職員」という。)又は顕著な業績があると認められる兵庫県警察の部署(以下「部署」という。)に対して、授与する。

(感謝状)

第4条 感謝状は、本県警察運営上功労があると認められる部外の者(以下「部外者」という。)又は部外の団体(以下「部外団体」という。)に対して、授与する。

(併賞)

第5条 公安委員会は、部署に対する表彰に併せて、功労があつた警察職員に対し、表彰を行うことができる。

(死亡者又は退職者に対する表彰)

第6条 公安委員会は、表彰を受ける者が表彰前に死亡し、又は所属団体を退職したときは、生前又は退職の日にさかのぼって表彰を行うことができる。

(表彰の副賞)

第7条 公安委員会は、表彰を行うときは、別表に定める基準に基づき、賞金又は記念品を付与することができる。

(表彰の推薦)

第8条 警察本部長(以下「本部長」という。)は、第2条に定める表彰に該当する功労があると認めるときは、その都度、公安委員会に推薦するものとする。

(表彰の決定)

第9条 公安委員会は、本部長から推薦のあつたものについて審議し、表彰の要否を決定するものとする。

(記録)

第10条 公安委員会は、表彰を行ったときは、これを記録するものとする。

(表彰の取りやめ)

第11条 公安委員会は、表彰を受ける者又は団体が、表彰前に、表彰を受けることが不相当であると認められる行為等を行ったときは、表彰を取りやめるものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

別表（第7条関係）

種 別		副 賞 の 基 準
表彰状	個 人	1件1人 5,000円（相当）以内
	部 署	1件1部署 10,000円（相当）以内
感謝状	部 外 者	1件1人 5,000円（相当）以内
	部外団体	1件1団体 10,000円（相当）以内